

〈入居料（1 か月あたり）〉

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に 要する費用	居住に要する費用
1	1, 500, 000円以下	51, 100	10, 000	個室A 22, 000
2	1, 500, 001円 ～ 1, 600, 000円	51, 100	13, 000	2 人部屋 36, 500
3	1, 600, 001円 ～ 1, 700, 000円	51, 100	16, 000	個室B 36, 500
4	1, 700, 001円 ～ 1, 800, 000円	51, 100	19, 000	居室番号 ＜個室Aタイプ＞ 301～308・401～415 501～515・601～615 ＜2 人部屋タイプ＞ 310・416・516 ＜個室Bタイプ＞ 616
5	1, 800, 001円 ～ 1, 900, 000円	51, 100	22, 000	
6	1, 900, 001円 ～ 2, 000, 000円	51, 100	25, 000	
7	2, 000, 001円 ～ 2, 100, 000円	51, 100	30, 000	
8	2, 100, 001円 ～ 2, 200, 000円	51, 100	35, 000	
9	2, 200, 001円 ～ 2, 300, 000円	51, 100	40, 000	
10	2, 300, 001円 ～ 2, 400, 000円	51, 100	45, 000	
11	2, 400, 001円 ～ 2, 500, 000円	51, 100	50, 000	
12	2, 500, 001円 ～ 2, 600, 000円	51, 100	57, 000	
13	2, 600, 001円 ～ 2, 700, 000円	51, 100	64, 000	
14	2, 700, 001円 ～ 2, 800, 000円	51, 100	70, 200	
15	2, 800, 001円 ～ 2, 900, 000円	51, 100	70, 200	
16	2, 900, 001円 ～ 3, 000, 000円	51, 100	70, 200	
17	3, 000, 001円 ～ 3, 100, 000円	51, 100	70, 200	
18	3, 100, 000円以上	51, 100	70, 200	

注 1） 11 月から 3 月の間は、冬期加算として 2,300 円を加算します。

注 2） 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注 3） 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30 パーセント減額した額とします。

注 4） 月途中での入退居は、日割り計算（生活費・居住に要する費用・冬期加算）にて精算します。